

宮城県農業農村整備事業等の工事における
「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領 新旧対照表（令和８年１１月）

< 改正後 令和８年１１月 >	< 現 行 令和４年４月 >
宮城県農業農村整備事業等の工事における 「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を推進するモデル工事」実施要領 全般 読点の改定「,」→「、」 以下、読点のみの変更は記載省略 第１～第５ （略） 附 則 この要領は、令和２年９月１日から施行する。 この要領は、令和３年１１月１日から施行する。 この要領は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月３１日以前に入札公告したモデル工事で令和４年４月１日以降に完成検査を行うものについては、要領第５条第１項における工事成績考査への加点評価は令和４年４月１日施行の要領を適用する。 <u>この要領は、令和８年１１月１日から施行する。</u>	宮城県農業農村整備事業等の工事における 「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を推進するモデル工事」実施要領 第１～第５ （略） 附 則 この要領は、令和２年９月１日から施行する。 この要領は、令和３年１１月１日から施行する。 この要領は、令和４年４月１日から施行する。ただし、令和４年３月３１日以前に入札公告したモデル工事で令和４年４月１日以降に完成検査を行うものについては、要領第５条第１項における工事成績考査への加点評価は令和４年４月１日施行の要領を適用する。 <u>[新設]</u>

宮城県農業農村整備事業等の工事における
「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領 新旧対照表（令和８年１１月）

< 改正後 令和８年１１月 >	< 現 行 令和４年４月 >
別紙２ 仮設トイレ仕様 次の仮設トイレに求める標準仕様・機能（１）～（１１）各項目を満たしたものを設置すること。 また、<u>仮設</u>トイレに推奨する仕様・機能（１）～（６）についても設置の努力をすること。 なお、<u>男女別</u>で各１基ずつ設置することを原則とするが、<u>女性が現場にいない時</u>はこの限りではない。 １．仮設トイレに求める標準仕様・機能 （１）洋式（<u>洋風</u>）便器 （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） （３）臭い逆流防止機能 （４）容易に開かない施錠機能 （５）照明設備 （６）衣類掛け等のフック、<u>又は</u>荷物の置ける棚 （７）鏡と手洗器 （８）便座除菌クリーナー等の衛生用品 （９）男女別の明確な表示（現場に男女がいる場合） （１０）<u>周囲からトイレの入口が直接見えない工夫</u> （１１）サンタリーボックス（女性用トイレは必ず設置） なお、当該施設はリース品を対象とする。 ２．仮設トイレに推奨する仕様・機能 （１）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない） （２）擬音装置（機能を含む） （３）着替え台 （４）臭気対策機能の多重化 （５）室内温度の調整が可能な設備 （６）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）	別紙２ 仮設トイレ仕様 次の仮設トイレに求める標準仕様・機能（１）～（１１）各項目を満たしたものを設置すること。 また、<u>仮設</u>トイレに推奨する仕様・機能（１）～（６）についても設置の努力をすること。 なお、<u>男女別</u>で各１基ずつ設置することを原則とするが、<u>女性が現場にいない時</u>はこの限りではない。 １．仮設トイレに求める標準仕様・機能 （１）洋式便<u>座</u>器 （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） （３）臭い逆流防止機能 （４）容易に開かない施錠機能 （５）照明設備 （６）衣類掛け等のフック又は、<u>荷物の置ける棚</u> （７）鏡と手洗器 （８）便座除菌クリーナー等の衛生用品 （９）男女別の明確な表示（現場に男女がいる場合） （１０）<u>入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）</u> （１１）サンタリーボックス（女性用トレイは必ず設置） なお、当該施設はリース品を対象とする。 ２．仮設トイレに推奨する仕様・機能 （１）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない） （２）擬音装置（機能を含む） （３）着替え台 （４）臭気対策機能の多重化 （５）室内温度の調整が可能な設備 （６）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

宮城県農業農村整備事業等の工事における
「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領 新旧対照表（令和８年１１月）

< 改正後 令和８年１１月 >	< 現 行 令和４年４月 >
別紙４ 仮設トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について 誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事は、<u>工事契約後に発注者協議の上、誰もが働きやすい現場環境の整備を行い、変更契約において必要な費用を計上する。</u> １）～２） [略] ３）監督職員は、<u>受注者に証明書類（支払い書類等）の提出を求め、次の費用を計上する。</u> ① トイレ ・<u>57,000 円／基・月を上限に、実際にかかった費用（円／基・月）から従来品相当額（10,000 円／基・月）を減じた額を計上するものとし、設置基数は、現場毎に必要な性を協議の上、決定する。</u> [削る] ・ハウス型等の場合、<u>入口が別</u>になっている場合に限り、<u>入口別に 57,000 円／基・月を上限に計上可能とする。</u> [削る] ②更衣室（女性用） [削る] [削る] ・<u>「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき、現場環境改善費の率分（営繕関係）の対象とする。（当初発注時に現場環境改善費の率分を計上している工事のみ）</u> ４） [略]	別紙４ 仮設トイレ及び更衣室等の設置費用に係る積算について 誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事は、<u>工事契約後に発注者協議の上、誰もが働きやすい現場環境の整備を行い、変更契約において必要な費用を計上する。</u> １）～２） [略] ３）監督職員は、<u>受注者に証明書類（支払い書類等）の提出を求め、次の費用を計上する。</u> ①トイレ ・<u>現場環境整備促進施設に係る実費用（円／基・月）から従来型施設に係る費用（10,000 円／基・月）を減じた額に、基数と月数を乗じて求めた費用・・・A</u> ・<u>1 基当たり 51,000 円／基・月を上限とし男女別で 1 基ずつ計 2 基まで（102,000 円／基・月が上限）・・・B</u> ・ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、<u>男女別の入口</u>になっている場合に限り、<u>1 ハウスで 102,000 円／基・月を上限に計上</u> ・<u>A と B を比較しどちらか安い方の費用を積上計上</u> ② 更衣室（女性用） ・<u>現場環境整備促進施設に係る実費用（円／棟・月）に、棟数と月数を乗じて求めた費用</u> ・<u>別途更衣室の費用を計上している場合には、重複計上に注意する</u> ４） [略]

宮城県農業農村整備事業等の工事における
「誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事」実施要領 新旧対照表（令和８年１１月）

< 改正後 令和8年11月 >			< 現 行 令和4年4月 >		
女性技術者を配置する場合の工事成績考査における加点評価			女性技術者を配置する場合の工事成績考査における加点評価		
別紙5			別紙5		
誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事において、主任技術者、監理技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者が配置された場合、又は女性技能者が就労した場合で、第5条に掲げる要件に該当する場合は、工事成績考査において、以下のとおり加点評価を行うものとする。			誰もが働きやすい現場環境の整備と女性活躍を促進するモデル工事において、主任技術者、監理技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかに女性技術者が配置された場合、又は女性技能者が就労した場合で、第5条に掲げる要件に該当する場合は、工事成績考査において、以下のとおり加点評価を行うものとする。		
<総括監督員>			<総括監督員>		
考査項目	細別	加点内容	考査項目	細別	加点内容
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	工事現場に女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室を設置した場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。 ■ 9. その他（理由：女性の就労機会の拡大） ・女性技術者が配置されるか、又は女性技能者が就労した場合 2点	4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	工事現場に女性専用の仮設トイレ及び仮設更衣室を設置した場合は、評価項目9. その他の項目に、以下のとおり記載し、加点するものとする。ただし、工事特性による加点の範囲は他の評価項目を含めて10点以内とする。 ■ 9. その他（理由：女性活躍促進モデル工事—女性の就労機会の拡大） ・女性技術者が配置されるか、又は女性技能者が就労した場合 2点